

環 保 第 9 0 9 号
令和 5 年 6 月 2 3 日

株式会社戸高鉱業社
代表取締役社長 戸高 善之 殿

大分県知事 佐藤 樹一郎

東神野地区石灰石鉱山拡張事業に係る環境影響評価準備書に対する意見について

令和 5 年 2 月 2 7 日付けで提出のあった上記環境影響評価準備書について、大分県環境影響評価条例第 2 0 条第 1 項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

1 総括的事項

環境影響評価の結果を踏まえ、適切な環境保全措置を講じ、その効果を事後調査により確認すること。事後調査計画は、適切な調査手法を具体的に検討し、準備工事期間、事業実施中でそれぞれ予定工程等を評価書に記載すること。各開発段階における継続的な環境監視を行うものについては、その計画も評価書に記載すること。

本事業の対象事業実施区域に隣接して、他事業者による鉱山開発が行われる予定であるため、本事業における環境影響評価結果の積極的な情報共有を行い、双方の事業による環境への影響の回避又は低減に役立てること。

生活環境への影響が最小となるよう事業計画を検討し、事業の実施に当たっては、臼杵市及び地元住民等との協議や情報共有を継続的に行うこと。特に、水質及び水量については、将来的な影響が予測されていることから、水質保全や水量確保の方法については、十分に配慮すること。

2 個別的事項

(1) 大気質

環境保全措置として実施する事業区域内での散水について、実施範囲や具体的な方法が示されていない。粉じんが舞いやすい気象時での事業活動の実施においては、通常時より散水頻度を増やすなど、粉じんの飛散防止措置を確実に実施すること。

降下ばいじんの予測において、適切な参考値として 1 0 t / k m² / 月を設定した根拠を評価書に記載すること。

(2) 騒音

環境騒音の調査結果には、時間率騒音レベル (L_{A5}) だけではなく、等価騒音レベル (L_{eq}) やその他算出した時間率騒音レベルの結果も評価書に記載すること。また、予測結果には、比較に用いた基準値の設定根拠と騒音レベルの区分も評価書に記載すること。

事業の実施において、基準値を上回る騒音の発生が予測されているが、実際の操業では適切な離隔距離を設定し、採掘範囲を決定することにより重機の稼働及び鉱山道路の車両運行による騒音の複合的影響は低減できるため、環境保全措置は必要ないとしている。離隔距離の設定方法を具体的に評価書に記載するとともに、適切な離隔距離を確保できない場合の環境保全措置を検討すること。

また、周辺住民等から騒音の苦情が発生した場合には誠実に対応し、影響の低減に努めること。

(3) 水環境

ア 水質（水利用等）について、事業活動の実施により地下水及び湧水の減少・枯渇及び水質変化が生じる可能性があるとして予測されている。影響が及ぶ可能性がある複数の水源については、代替水源の確保も含めた具体的な環境保全措置を検討し、評価書に記載すること。

影響が及ぶ可能性がある水源は開発段階により異なるため、採掘の進捗状況に応じて事前に臼杵市等関係機関に相談し、川原内地区旧水源及び久保ん谷湧水の水量及び水質の検査を環境監視として実施すること。

地下水、湧水の水量や水質に影響が発生した場合には、必要な環境保全措置を適切に講ずること。

イ 臼杵川については、水質（水素イオン濃度 (pH)、浮遊物質 (SS)、カルシウムイオン) に変化を及ぼす可能性があるとして、臼杵川本川及び支流での河川流量及び水質（カルシウムイオン、水質環境基準8項目）調査を事後調査として行うこととしている。事業実施計画区域に隣接する河川水においては、水質の化学組成が変化することも考えられるため、濁度及び化学組成の分析を追加実施すること。

(4) 重要な地形及び地質

地質の文献調査結果として、採掘対象である津久見層の石灰岩に含まれる紡錘虫等の化石についても評価書に記載し、その上で当該地質の重要性を評価すること。

予測結果は、その判断基準を示した上で、より具体的な表現で評価書に記載すること。

(5) 動物・植物・生態系

ア 鳥類（希少猛禽類）の環境保全措置として、クマタカに対するコンディショニングと順応的管理を実施し、事後調査により繁殖状況の確認を行うとしている。現地調査

では、クマタカの他に8種の希少猛禽類（ミサゴ、ハチクマ、ツミ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、ノスリ、ハヤブサ）が確認され、一定の影響があると予測された種もあるため、これらの希少猛禽類についてもクマタカと同様の環境保全措置を講じ、事後調査を実施すること。

イ 作成した昆虫類、魚類、陸産貝類の標本については、保管目的を踏まえて、保管期間や保管場所について検討し、保管計画を評価書に記載すること。

ウ 動物の環境保全措置として設定する保全区域について、具体的な計画地と保全期間を評価書に記載すること。

本事業の実施に当たっては、対象事業実施区域に生息する動物の移動経路の分断が生じる可能性がある。そのため、開発中における動物の移動及び逃避が可能となるよう、開発の段階に応じて工事及び緑化計画を検討し、実施すること。

エ 植物への影響の予測において、「本種の生息環境の一部を改変する」ことから、「事業活動の実施は、本種への一定の影響がある」との表現が多用されているが、生息地の減少や消滅が懸念される種に対して、一つの生息地の消滅は大きな影響であるとする。県内におけるその種の生態的特性と改変区域における確認状況を踏まえて慎重に評価すること。

また、改変区域外であっても、残置森林となる区域はバッファゾーンであり、環境影響が変化する可能性が高いため、当該区域で確認された種についても十分な配慮を行うこと。

オ 植物の事後調査では、移植株の活着状況調査を行い、消失が確認された場合には、原因の解明を行い報告すること。

カ 残壁部小段の緑化は、現存植生を中心とした在来種による植林、草地化を徹底し、工事車両、作業員による外来種の種子の持込（侵入）がないよう管理を徹底すること。緑化区域において外来種の生育を確認した場合は、必要に応じて除去等の対策を講じること。

（6）景観及び人と自然との触れ合いの活動の場

事業活動の実施に伴い、景観資源や眺望景観に影響が生じるため、臼杵市景観計画における景観形成基準を踏まえ、臼杵市や地元住民の意見を十分考慮した上で環境配慮事項及び事業活動を実施すること。

（7）温室効果ガス等

環境保全措置として、低炭素型建設機械等の導入を検討し、二酸化炭素排出削減に向

けて積極的に取り組むこと。

残置森林や緑化区域における二酸化炭素吸収量を将来にわたり維持するためには、間伐や植林といった適切な森林管理、緑地管理が重要であることから、具体的な管理方法を検討し、評価書に記載すること。

臼杵市では、今後、市域全体から排出される二酸化炭素排出量の定期的な算定を行っていくことから、臼杵市と十分に協議し、森林の伐採面積や植林状況の報告などについて、可能な限り協力すること。

(8) 文化財

文化財の破却又は移転等の可能性が生じた場合は、臼杵市教育委員会と綿密な協議を行い慎重に事業を進めるとともに、記録保存の措置を確実に実施すること。

また、事前の発掘調査が必要となった場合には、可能な限り協力すること。